

令和7年度 技能講習・特別教育・安全衛生等教育開催予定表

登録の有効期間の満了日 令和11年3月30日

福岡労働局長登録教習機関

(登録番号) 玉掛け技能講習第14号
(登録番号) 床上操作式クレーン運転技能講習第1号
(登録番号) 小型移動式クレーン運転技能講習第2号

一般社団法人 日本クレーン協会福岡支部

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目
12-6 花村ビル9階
電話 092(471)7152 ・ FAX 092(471)9624

※講習案内・申込書は、ホームページ(日本クレーン協会福岡支部 入力検索)から当支部へご請求下さい。問い合わせもお気軽にどうぞ！

教育等区分	講習日程
移動式クレーン定期自主検査者安全教育	4/20 熊本 6/15 北九州 7/6 熊本 8/24 福岡 10/5 熊本 10/26 福岡 12/14 北九州 令和8年 3/8 福岡
天井クレーン定期自主検査者安全教育	4/27 北九州 6/15 北九州 7/6 熊本 8/24 福岡 10/26 福岡 12/14 北九州 令和8年 3/8 福岡
移動式クレーン運転士安全衛生教育	4/20 熊本 6/15 北九州 8/24 福岡 10/5 熊本 10/26 福岡
ワイヤロープ安全点検基準講習	令和8年 2/25 福岡

※ 臨時講習については、随時ホームページに掲載いたします。

(一社) 日本クレーン協会福岡支部の講習等の特長

- 熱心な講師陣による、少数の講習、「安全」がしっかり身に付きます。
- 企業の負担が少ない！
①土曜・日曜をかなり入れていますから、業務との調整がやりやすい。
②玉掛け技能講習とクレーン運転特別教育の資格を4日間で取得できます。時間や講習料が節約可能。
- 専門的知識が身に付きます。
①定期自主検査者教育では、年次・月例検査のやり方の知識を習得できます。
※厚生労働省の定期自主検査指針に基づき検査項目、検査方法、判定基準等を教育します。
※修了者は定期自主検査済ステッカーを購入できます。
②移動式クレーン運転士の安全衛生教育では、厚生労働省の移動式クレーン安全衛生教育指針による免許取得後5年経過した者に対する教育ですから、受講者は大手企業等の信頼が得られます。
③ワイヤロープの点検基準講習会では、信頼ある日本クレーン協会の基準等に基づき点検・保守・廃棄基準等を直に学べます。
④全ての教育で専門的知識を学習した証の修了証が貰えますから、社内や対外的にも信頼が得られます。

取得できる資格

※技能講習は、学科・実技とも試験に合格することが必要

1. 床上操作式クレーン運転技能講習

つり上げ荷重5トン以上の床上で荷と共に移動する方式のクレーン運転の資格が取得できます。なお、5トン未満の天井クレーン、橋形クレーン、クライミング式等のジブクレーンなど無線操作や機上運転等も可能です。

2. 小型移動式クレーン運転技能講習

つり上げ荷重1トン以上5トン未満のトラッククレーン、積載形トラッククレーン、ラフテレーンクレーン等のホイールクレーン、クローラクレーン等の小型移動式クレーンの運転ができます。

3. 玉掛け技能講習

つり上げ荷重1トン以上のクレーンや移動式クレーン等の荷の玉掛け・玉外し業務に従事することができます。

4. クレーン運転特別教育

つり上げ荷重5トン未満の天井クレーン、橋形クレーン、クライミング式等のジブクレーンなど無線操作や機上運転等可能です。